

「県政タウンミーティング」会議録

テーマ 「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）について」

日 時 平成28年4月10日（日） 午前10時から12時15分まで

場 所 長野県伊那合同庁舎 5階 講堂（伊那市）

目 次

1 開会	・ ・ ・ ・ ・	P 2
2 意見交換	・ ・ ・ ・ ・	P 2
3 知事総括	・ ・ ・ ・ ・	P 40
4 閉会	・ ・ ・ ・ ・	P 41

進行役 長野県こども・若者担当部長 轟 寛逸

実情報告者 長野県性教育研究会 会長 渡邊智子氏

1 開 会

【広報県民課長 藤森茂晴】

ただいまから「県政タウンミーティング」を開催いたします。意見交換までの進行を務めます、私は長野県の広報県民課長の藤森茂晴と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の県政タウンミーティングは、県が2月県議会の議論を踏まえて必要な見直しを行って、3月25日に公表いたしました「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子案」をテーマとしております。この条例骨子案、特に処罰規定の考えなどを説明しながら、県民の皆様との率直な意見交換を行いたいと思います。限られた時間ではございますが、この問題について共に考え、理解を深める機会にしたいと思っております。

それでは、これから意見交換に入ってまいります。本日の意見交換の内容は、お名前などの個人情報を除きまして、後日、県のホームページで公開させていただきますので、ご承知おきください。また、本日の取材の関係で報道各社も多数おられます。大変恐縮ですが、参加者の皆様の中で、取材の映像に映ってしまうようなことについて支障のある方がございましたら、その場で挙手をいただきますようお願いいたします。よろしいですか。

それでは、これから先の意見交換の進行は、県のこども・若者担当部長の轟寛逸が務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、轟部長、お願いいたします。

2 意見交換

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

県のこども・若者担当部長の轟寛逸でございます。ここから後の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、阿部守一知事から、ごあいさつを申し上げたいと思います。

【長野県知事 阿部守一】

皆さん、こんにちは。今日は大変お忙しい中、そして本当に天気がよくて行楽日和の中、大勢の皆さんにこの県政タウンミーティング、お集まりいただきましたこと、まずは御礼申し上げたいと思います。

今日のテーマは「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）」についての意見交換会ということであり、これも約3年前から検討を重ねてきたわけであり、すけれども、長野県は青少年の健全育成、青少年の保護育成、これは県民運動で取り組

んでいこうということで、長い間、他県がいわゆる青少年健全育成条例、あるいは保護育成条例、こうした条例を持って取り組んできた中で、唯一、そうした条例を持たずに取り組んできた県であります。

このことは、私は県民の皆様方が協力し合って子どもたちを守っていこうという、大変すばらしい取組であるというふうに思っています。ただ、インターネットの普及や携帯電話、あるいはスマートフォン、こうしたものがどんどん広がっていった子どもたちの日常生活に入り込んでくる中で、これまでと同じような子どもたちを守るための取組でいいのかということを経験してきたわけでありまして。

平成25年の5月に「子どもを性被害等から守る専門委員会」を設置して、この子どもを性被害から守るための取組に関する検討を始め、そしてこれまでもこの条例以外の分野、県民運動の活性化であったり、あるいはインターネットの適正利用の推進であったり、こうしたことは進めてまいりました。ただ、この条例をつくるかどうかということについては、私自身も慎重に検討するべき課題だというふうに位置づけて、これまでほかの分野については、ある意味、先行させて取り組んできてはいますが、この条例については慎重な検討、プロセスを踏んでこさせていたいただいているところであります。

私とすれば、まず罰則付きの規制を設けるかどうか、このことについては、私は二つ課題があるというふうに考えておりました。一つは法的な論点、これはいわゆる他県の淫行をするということを罰する条例について、さまざま議論があり得るところでありました。これは一応、最高裁判決で、淫行するの解釈については確定しているわけでありまして、しかしながら、反対意見が裁判官の中からついているということも踏まえて、私どもの今回お示ししている条例骨子案の表現は、最高裁で、ある意味確定をしているといっても差し支えないと思っておりますけれども、淫行するというものの解釈により厳刑をかけ、そして明確化をしたものとなっております。またそこは後ほどご説明させていただきますことになると思っております。

もう一つ、私は法的な整理と同時に、やはり県民運動を中心に取り組んできた長野県が他県のような包括的、網羅的な条例を我々はつくる考えはありません。子どもの性被害を防止する、あるいは抑止する、さらには被害者を応援する、こうしたことに特化した条例案が、今日皆様方にお示しした条例骨子案でありますけれども、こういう形ではありますけれども、条例を持たないで取り組んできた長野県が条例をつくるということについては、やはり県民の皆様方の理解、協力が必要だということで、相当丁寧に県民の皆様方と意見交換もこれまでさせてきていただいております。条例のモデルを元にした意見交換において、総括的に結果を私どもが受けとめているのは、多くの皆様方が、条例の制定に対して肯定的なご意見を持たれていたというふうに考えています。

そういう中で、私どもとしては2月県議会の前に条例についての基本的な考え方をまとめ、そして県議会でもご議論いただき、その県議会でのご議論を踏まえた上で、皆様

方にお示した条例の骨子案を今つくったところでもあります。今、これは県民の皆様方からのパブリックコメント、さまざまご意見を出していただきたいということで、意見を受けつけているところでもありますけれども、それと並行して県民の皆様方と直接対話をさせていただくことによって、県民の皆様方にも私どもの考え方をご理解いただくと。

また、我々も県民の皆様方がどういうお気持ち、どういう見方をされているのかということをもさらに把握をしたい、そういう思いで今回もこういう形でタウンミーティングを開催させていただいたところがございます。

どうか、ここに集っていらっしゃる皆様方を含めて、私は多くの県民、全ての県民の皆様方は子どもたちがすこやかに成長していってほしいと、この願いは少なくとも共通だろうというふうに思います。それを実現するためにどういうことをしていけばいいか、ぜひ前向きな意見交換の場としていきたいというふうに思っておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それから、今日は長野県性教育研究会会長の渡邊智子先生に、産婦人科医の立場としてお話をいただくことになっていきます。実はこの子どもの性被害の問題は非常にデリケートな問題でありますので、なかなか、正直申し上げて、私もこの問題に取り組むまで具体的にどういう実情なのか、どんなことで子どもたちが苦しんでいるのかということがなかなか分からない部分もありました。個別のケースが報道されたりすることはほとんどない。例えば強姦罪みたいな形で、件数、こんなのがあった、こういうことがあったということは報道されることはあったとしても、ではそれを受けた子どもたちが心にどういう傷を負うのかとか、どういう実態になっているのかというのは、なかなか知る機会というのは少ないのがこの問題だろうというふうに思っています。

そういう意味では、今日は渡邊会長からこの性被害の実情についてもお話をいただく中で、皆さんと問題意識の共有をさせていただきながら、さらにどういう方向で取り組むべきかという、私どもの案はお示しさせていただいておりますので、それについて意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

ぜひ有意義な機会となりますことを心から期待を申し上げて、私からの冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

それでは、本日のテーマでございます、子どもを性被害から守るための条例、仮称でございますが、その骨子案につきまして、まず、よくご理解いただくために、県の次世代サポート課の青木課長のほうから最初にご説明をしたいと思います。条例の骨子案の内容、それからこれまでのご議論をどのように整理して骨子案に反映させていただいているのかといったようなところをご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【次世代サポート課長 青木隆】

皆さん、おはようございます。県の次世代サポート課長の青木隆と申します。

皆様のお手元に配布資料一覧がございますように、資料1から資料5まで5種類の資料を配布させていただいております。これに基づきましてご説明申し上げます。まず資料1、条例（仮称）骨子案をご覧くださいと思います。

1、目的でございますように、この条例は、子どもを性被害から守るための施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策、必要な規制を定めることによりまして、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって子どもを性被害から守るための施策を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、健やかな成長を支援することを目的としておるところでございます。

2の定義でございますが、（1）として子ども、この条例において「子ども」とは18歳未満の者を指しております。（2）性被害でございますが、この条例において「性被害」とは次に掲げる行為による身体的、精神的な被害をいうということで、アからカまで幅広いものを、ここの条例骨子案では性被害と定義しております。支援すべき子どもを広くする効果があるところでございます。

それから（3）保護者、（4）学校等の定義はご覧のとおりでございます。

そして、この条例骨子案は、当初2月12日にお示ししまして、2月県議会でご議論いただきました。そのご議論を踏まえまして、この（5）県民運動という定義を新たにつけ加えさせていただいております。

この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが自尊感情及び自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚できるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備することなどを通じてということで、次に子どもを性被害から守るためと、この条例は目的が子どもを性被害から防止するというところに特化しておりますので、この子どもを性被害から守るための目的のための、家庭、学校等、事業者、地域及び行政が相互に連携協力し、一体的に実施する取組ということで、この条例骨子案では、県民運動を以上のように定義させていただいております。

3、基本理念といたしまして、子どもを性被害から守るための施策は次に掲げる事項を基本として行うということで、（1）、（2）と2つ定めております。

まず子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識、この正しい知識には性に関すること、インターネットに関することも含んでおりますけれども、知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。（2）として、子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等がまず主体的かつ自主的にそれぞれ取り組んでいただくとともに

に、先ほど申し上げました県民運動として推進されるべきものであること、ということで、基本理念を2つ掲げております。

4として、子どもを性被害から守るための取組に関係する者の責務・役割等ということで、まず県の責務・役割でございますが、2つ、掲げてございます。

県は、子どもを性被害から守るための県民の主体的かつ自主的な取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施すると。2つ目として、県は、施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、学校等、医療機関、福祉団体その他の関係者と連携協力するよう努めるということで、2つ定めております。

それから(2)保護者の責務等をご覧のとおりでございます。

(3)学校等といたしまして、学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、それから性教育、これはモデルの段階では性教育という言葉を使っておりませんでした。が、県民の皆様との意見交換で「性教育」という文言を入れるべきだというようなご意見が大変多かったということもございまして、骨子案では性教育という言葉を使っているところでございます。並びに情報モラルに関する教育を行うよう努めるということ、学校等の責務、役割等として定めているところでございます。

また(4)事業者、それから(5)県民の責務・役割等もご覧のように定めているところでございます。

5、基本的施策といたしまして、まず性被害の予防に関する施策ということで、3ページにまいりまして、まずアとして人権教育・性教育の充実を掲げてございます。

(ア)として、県は、子どもを性被害から守るために、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援によりまして、学校等における人権教育及び性教育の充実を図るということで、まず(ア)は、学校等における教育の充実を図るということをやっております。

(イ)として、県は、子どもを性被害から守るために、団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供、専門家の派遣その他の必要な支援により、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るということで、(イ)のほうは、地域における教育の充実をやっているところでございます。

その下、イ、インターネットの適正利用の推進につきましても、(ア)は人権教育、性教育と同様に、学校等における教育の充実、(イ)は地域における教育の充実をやっております。(ウ)として、県は、子どもを性被害から守るために、情報通信事業者等との連携により、子どものインターネットの適正利用を推進する取組を行うということを掲げてございます。

その下、ウ、相談体制及び居場所の整備ということで、県は、子ども、保護者等が性に関する相談することができる体制を充実するとともに、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進をするということも掲げてございます。

またエ、県民運動の推進等に関する施策ということで、先ほど申し上げましたように、県民運動の定義を掲げましたので、こちらのほうも県民運動と明確に掲げてございます。県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民・事業者等の県民運動への参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村・団体等に対する研修その他の必要な支援を講ずるということを掲げてございます。

その下、(2) 性被害を受けた子どもの支援に関する施策ということで、これにつきましては、アとして、この7月を目途に県としても、性被害者の支援のためのワンストップ支援センターというものの開設を予定しているところでございますが、そのような必要な支援体制の整備、必要な措置を講ずるということをうたっております。

イとして、県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるということを掲げてございます。

その下、(3) 啓発活動。県は、市町村と連携しまして、広報その他必要な啓発活動を行うということを入れてございます。

6、子どもの性被害に関する行為の規制ということでございます。これが本日の議論の中心になってこようかと思っております。

まず(1) 基本的な考え方といたしまして、大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないということで、大人の責任の明記をさせていただいております。

イとして、条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意ということで、乱用防止規定を置いております。あわせて、子どもの最善の利益を尊重しなければならないということでございます。

以下、具体的な規制項目を掲げてございます。(2) 威迫等による性行為等の禁止ということで、ア、何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならないということで、これに対しましては、下のほうの(4) 罰則のアが対応いたしまして、この規定に違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するということが掲げてございます。この2年以下の懲役、100万円以下の罰金につきましては、地方自治法上、認められました最も重い罰則規定ということになります。

罰則の程度といたしましては、長野県を除く46都道府県が全て、子どもを性被害から守るための条例というのを違う形で、いわゆる青少年保護育成条例という形で罰則規定を設けておりますが、罰則の程度としては、46都道府県中37都道府県が、これと同じ2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するという規定を設けているところでございます。

また（２）のイに戻っていただきまして、イ、何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又その困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。ウは、子どもに対し、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならないと。イ、ウにつきましては、こういった行為は行ってはいけないという規制項目には掲げているところがございますけれども、罰則規定は付さないということにしております。

その下、（３）深夜外出の制限でございますが、まず保護者の義務といたしまして、保護者は通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜、深夜というのは、ここにありますように午後11時から翌日午前4時までの時間をいいますが、深夜に子どもを外出させないよう努めなければならないという、保護者の努力義務を掲げてございます。

その下、何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならないということで、これにつきましては（４）罰則のイが対応いたしまして、これに違反した場合は30万円以下の罰金を科するとしているところでございます。

それから深夜外出の制限のウ、エでございますけれども、ウにつきましては深夜に営業を行う者、エにつきましては県民一般の方の努力義務ということで、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならないということで、ウ、エについては努力義務とさせていただいているところでございます。

それから（４）罰則のウでございますけれども、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないと。またエは、この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しないということで、この条例につきましては子どもを性被害から守ることを目的としておりますので、違反者が子どもであるときは処罰で対応するものではなくて、教育等で対応していくということでございます。

以上、条例骨子案のご説明でございますが、資料2をご覧くださいと思います。

長野県を除きます、全ての46都道府県がいわゆる青少年保護育成条例というものを設けております。この黄色の部分が高県の条例で規定しているものでございまして、他県のいわゆる青少年保護育成条例では、左端の上のほうに青少年の有害環境の排除と記載してございます。他県の条例は、これを目的にさまざまな規制項目を設けております。

規制項目例といたしまして、一番上に有害文書図画等の販売等制限、それから下のほうにまいりまして、点線が真ん中よりちょっと下までありますけれども、その上、インターネット上の有害情報に係る規制まで、このように幅広い規制項目がございます。

点線の下、他県の条例では性行為・わいせつな行為の禁止もございまして、深夜外出の制限、これについても規制をしているところでございます。

ただいま、先ほどご説明しました本県の条例骨子案では、この薄いブルーの部分でございまして、左の端のほうにありますけれども、本県の条例骨子案は子どもの性

被害の防止に目的を特化しております。それで規制項目としても、先ほどご説明しました威迫等による性行為等の禁止、それから深夜外出の一部、罰則を設けた、規制項目を設けておりますけれども、逆に右下のほうでございますが、予防のための人権教育、性教育の充実ですとか、県民運動の推進等についても、先ほどご説明しましたように規定しておりますし、被害者支援についても規定しているところでございます。また、一番右下になりますが、啓発活動についても言及しているところでございまして、本県の条例骨子案でお示ししているものは、このように子どもの性被害防止のために規制項目だけでなく、さまざまな施策を実施していくのだというような県の責務等も定めているところでございます。

それでは、資料3をご覧くださいと思いますが、本日の議論の中心になろうかと思っておりますけれども、先ほどご説明しましたように、威迫等による性行為の禁止ということで、罰則規定を設けているところでございます。

それにつきまして、県民の皆様、それから一部のマスコミの方からいただいたご質問等に対する県としての考え方をまとめたものでございますが、Q1からQ6まで6問、これからご説明したいと思います。

まずQ1「条例で一定の性行為を規制しなくても、既存法令で対処できるのではないですか」という、こういうような質問もよくいただくところでございます。

ここにごございますように、既存法令で申し上げれば、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪や児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法などがあるところでございますが、これらの構成要件につきましては、この構成要件というのは、どういった行為が処罰対象になるかということでございますけれども、①として、13歳以上の女子に対する強姦罪は、暴行又は脅迫を用いて姦淫することが必要。②として、13歳以上の男女に対する強制わいせつ罪は、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をすることが必要ということで、逆に13歳未満の場合は、下のほうに刑法の規定が記載してございますけれども、13歳未満の者に対しては、男女に対してわいせつな行為をした者は、全て犯罪行為になると。それから強姦罪につきましては、13歳未満の女子を姦淫した者も全て、相手の同意があろうとなかろうと、処罰対象になるという刑法の規定になっております。

また戻りまして、③児童買春の罪は、被害者の年齢を18歳未満であると知っていること、これがまず1つの要件になっておりまして、及び性行為等の前に金品等の供与又はその約束があること、2つの要件が必要とされております。

また④児童福祉法の淫行をさせる行為の罪というのがございますが、これは被害者の年齢を18歳未満であると知っていること、まずこれが1つ。それから、及び行為者と被害者との間に事実上の影響力があることの2つの要件とされているというところでございます。

詳しい説明はその下に書いてございますけれども、強姦罪、強制わいせつ罪の暴行・脅迫については、通説・判例では、反抗を著しく困難にする程度のものが必要とされて

いるところでございます。また、児童福祉法の、先ほど申しあげました「事実上の影響力」の例としては、ここにありますように、部活動の顧問の先生と、その部の部員の方との関係、そういった関係性を用いた性行為等の強要、こういったものが考えられるところでございます。

このような法律上の構成要件というのが明確に定められておりますので、先ほどご説明申しあげました条例骨子案で処罰対象としております威迫、欺き、困惑、こういったものにつきましては、既存法令では対処できないものということで、他県の46都道府県も独自の条例を設けて、処罰対象にしているというような状況でございます。

それから2ページにまいりましてQ2でございますが、「困惑の乗じて行われる性行為を処罰対象とすることは問題ないのでしょうか」というご質問もいただいております。

まず「困惑」という用語は、売春防止法等、罰則の対象となる行為の構成要件として多くの法律で使用されているところでございます。「困惑に乗じて」というのは、ここにありますように、困惑状態を作為的に作り出した場合だけではなく、既に困惑状態にある子どもを対象にそれにつけ込んで性行為等を行う状況を指しております。

一方、条例のモデル検討会、この条例骨子案の前段階で条例のモデルというものを法律の専門家につくっていただきましたが、そのモデルの検討会で法律の専門家による議論におきまして、このように「困惑に乗じて」といった、つけ込んだ場合も処罰の対象とすべきであるといった議論も法律の専門家の間でもなされたところがございます。

また、本日資料5としてお示ししておりますけれども、条例に関する基本的な方針というのをこの2月1日に県として決めましたが、その基本的な方針を決定いたしました2月1日の部局長会議でも、県警本部長から、警察捜査は具体的な事案に即して、法令と証拠に基づいて行うということで、まず仮に条例が制定された場合は、「条例の趣旨を尊重し適切に運用してまいりたい」の県警本部長の発言もあったところがございます。

以上のことから、「困惑に乗じて」行われる性行為を処罰対象とするということは、条例が拡張解釈されて対応される心配はないものと、県としては考えているところがございます。

Q3、「条例は「真摯な恋愛」に立ち入るものではないのでしょうか」と、これも県民の方、それからマスコミの方からもご指摘されているところがございますが。

条例の骨子案では、ここがございますように「大人が真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し」ということで、大人の責任といったものをここに明記しておりますけれども、これはあくまでも基本的な考え方を示してはおりますけれども、この規定は具体的な処罰対象行為を示しているものではございません、罰則ももちろん付してはおりません。

本県では、先ほどもご説明しましたが、罪刑法定主義の観点から処罰の対象となる行

為をより明確、具体的に定めております。この下のほうに最高裁判決ということで、昭和60年の最高裁判決の解釈を記載してございます。

ここにありますように、「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべしではなくということで、第1類型、第2類型というものが最高裁から示されているところでございます。このような淫行の考え方よりも限定して、性行為等に至るまでの大人の側が用いた手段が明らかに不当な場合に限定した処罰対象としているところでございます。

この下のほうで、一番下のほうでございしますが、具体的には、最高裁判例が示した第1類型のうち、第1類型は「誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性行為」と規定しているところでございますが、3ページにまいりまして、「誘惑」ですとか「何々等」とか、その他「その心身の未成熟に乗じた」拡大解釈を招くおそれのある表現につきましては条例骨子案では含めておりません。また、条例骨子案でお示しした処罰規定は真摯な恋愛の有無を問うものではなく、18歳未満の子どもに対して「威迫」「欺き」「困惑」、又は「困惑に乗じて行う性行為等」ということで、社会的非難を受けるべき行為として限定した形で処罰対象としているところでございます。

また、先ほどもご説明しましたが、条例には「国民の権利を不当に侵害しないよう留意する」という濫用防止規定を盛り込んでおり、それから県警本部長の発言にもございましたが、条例の運用面において、捜査における十分な配慮を行うということで対処してまいりたいということでございます。

Q4でございします。「威迫」「欺き」「困惑」とはどのような行為をいうのでしょうか」ということで、「威迫」とは、暴行、脅迫に至らない程度の言語、動作、態度等により心理的威圧を加え、相手方に不安の念を抱かせることをいいますということで、公職選挙法等で既に用いられている表現でございします。

また、「欺き」とは、嘘を言って相手方を錯誤に陥らせ、又は真実を隠して錯誤に陥らせる行為をいうということで、これにつきましても売春防止法等で用いられているところでございます。

「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいうということで、これについても既存の法令で用いられている表現でございします。

Q5「威迫」「欺き」「困惑」による性行為等は具体的にどんな事例をいうのか」ということで、本県が関係機関から聞き取りなどで整理したものを以下に掲げてございします。

「威迫」の事例といたしましては、少女に「誰もいないところに2人でのいるのだから、やることは一つだ。助けを求めても誰も来ないぞ。」と威迫し、車内で性交した。こういった例を記載してございします。

4 ページでございますが、「欺き」の事例として、インターネットで知り合った少女に、自身が芸能人であると偽って興味を持たせ、性交したといったような事例をここに掲載させていただいております。

また「困惑」の事例としては、少女に「ドライブに行こう。」と誘い、山中に連れて行き、「ここで車を降りるか、付き合うか選んで。」等と言って困惑させて車内で性交したといったような事例をここに掲載してございます。

それからQ6でございます。「冤罪が生じるという懸念が指摘されていますが、これまでに他県で青少年保護育成条例の淫行処罰規定違反が争われ、無罪となった事案はあるのでしょうか」ということでございますが。本県では、淫行の規定を先ほど来、ご説明申し上げておりますが、条例のモデル検討会の際に調べたところでは、他県条例の「淫行」処罰規定違反が争われたものとして、平成19年5月に名古屋簡易裁判所で無罪判決が1件、出ております。

その概要がここに記載してございますが、概要は31歳の飲食店副店長だった行為者が、高校生でアルバイトの17歳の女の子と知り合って、映画やドライブなどのデートを重ね、2カ月程度経過した後に性行為を行い、その後も数回性行為を行ったというような事例でございます。

状況の詳しいのはその下でございますが、行為者は職務上、その女の子が17歳であることを知っており、児童も行為者に妻と子どもがいることを知っていたと。行為者、それから女の子のいずれも結婚することは考えておらず、行為者はその女の子に対して妻と離婚するつもりはない旨、告げていたというような状況でございます。また、行為者は性行為の対価として金銭を渡したことはなく、女の子に対し、女の子をだまして性行為に至ったという事実もなかったということです。

行為者は愛知県の青少年保護育成条例違反の罪に問われて裁判になって、結果的に、この簡易裁判所では無罪判決が出たという状況です。

参考までに、愛知県の青少年保護育成条例の規定がここに記載してございます。第14条「何人も、青少年に対して、いん行又はわいせつな行為をしてはならない」、こういう規定に愛知県ではなっているところです。

この判例は最高裁判決による第2類型が争われた事例でございますが、第2類型が「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとした認められないような性交であるか否か」ということが争われたわけでございますけれども、結果として、5ページのほうでございますが、第2類型の行為には該当しないということで無罪判決になったわけでございます。

その後、この31歳の飲食店副店長は無罪判決を受けまして、国や愛知県に対しまして国家賠償法に基づく賠償請求を行ったわけでございます。賠償請求の裁判につきまして、1審の名古屋地裁は、その損害賠償責任、国、県の損害賠償責任というのを認めたところでございますが、控訴審の名古屋高裁では一転して控訴人の国の敗訴部分を取り消し

まして、その部分につきましては非控訴人の請求を棄却したというような事例でございます。判決の概要につきましては、その一番下のほうに書いているところでございます。

あと資料4、これはこれまでの長野県の青少年健全育成の取組の状況、それから2ページ以降は3年前、平成25年5月から専門委員会を設けて、県として子どもを性被害から守るための取組を始めてきたわけでございますけれども、その概要を記載してございます。これはご参考までにまたお読みいただきたいと思っております。

それから資料5も、2月1日に決定した県としての条例に対する基本的な方針でございます。これにつきましては、またこの後の意見交換の場でも、場合によってはご参考までに、その内容についてご紹介したいと思っております。

条例の骨子案に関するご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

県の側からまずご説明を申し上げましたが、今のご説明の中で分かりにくい部分もあるかもしれません。その部分につきましては、ぜひ後ほどの意見交換の中で、このポイントがわからなかったというところをまたご質問いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、この条例を議論してきた背景には、現在、既にあります見過ごすことのできない子どもの性被害の実態がございます。本日は日ごろ、子どもの支援に携わっていらっしゃる先生にお越しいただいております。渡邊先生でございますが、まず先生のご紹介をさせていただきたいと思っております。

渡邊智子先生でございます。長野市内におきまして産婦人科の医師としてご活躍されております。現在は、本年度設置予定の性被害者のためのワンストップ支援センター準備会議の委員も務めていただいております。また、長野県性教育研究会会長を務められておまして、子どもたちが性的な被害者にも加害者にもならないための力をつけてほしいと、性被害にかかる講演、あるいは相談を行うなどご活躍されているところでございます。

本日は日ごろ渡邊先生が医療現場、相談現場で体験されております若年の妊娠、性感染症など被害者の立場、子どもの性被害の実態等について皆様にお話いただくためにお越しいただきました。渡邊先生、よろしくお願いいたします。

【渡辺智子氏】

皆様、おはようございます。私は長野市内で産婦人科医を開業してまして、出産も取り扱っているクリニックを開業しております。長野県、産婦人科が非常に年々数が減っております。この伊那地域は出産する場も多くはなく、選択肢も少なく大変な状況にある中、皆様には本当に大変なご苦労をおかけしていると思っております。

私は基本的に北信地域に生まれ育ってずっとそちらで開業しておりますので、こちらの地域の方々には馴染みがないと思いますので、ちょっと私自身を紹介いたしますけれども。

私は曾祖父の時代から産婦人科というものを継承しております、私と弟で4代目に当たります。長野市内に開業してからは3代目になりますので、3代、同じ土の上で開業しております、出産もずっと取り扱ってきましたので、今は祖父がとり上げた子どもがもうおばあちゃんになって、孫の出産においでになるような形で、ずっと長野県の中に根をおろして活動してまいりました。

私の父の代から性教育であるとか、性犯罪の被害者であるとか、犯罪被害者支援センターというものも長野市にはあるんですけども、それも父が立ち上げて、そういう関係で、父の代から長年にわたってこの分野に関してはずっと地道に活動してまいりました。

私自身は産婦人科医になって20年以上になりまして、開業してからも16年以上になります。そんな父の仕事を私自身が引き受けまして、引き継ぎまして、今は学校のほうに性教育に伺ったりとか、それは市内だけではなくて、県内、呼ばれればどこまでも行きますので、かつては赤穂のほうに伺ったこともありますし、駒ヶ根やそういうところにも伺ったことがあります。

私はふだんは診療をしているんですけども、やっぱり今回の条例にかかわる10代の方たちの診察を引き受けることも少なくありません。また父の代から、今、ワンストップセンターの話も出たんですけども、今年、県が主導して設置をしていく準備が、今、進んでおりますけれども、それが無い、もう何十年も前から警察のほうから性被害に遭った、それは子どもにかかわらず、年齢にかかわらず、全ての被害者、連絡があれば診察を引き受けてまいりました。そういう性被害というのは、通常は深夜帯に起こることがありますので、真夜中2時、3時に呼ばれて被害者を診察したり、治療するというようなことも警察と一緒にやってきたわけですけども。

警察を通じて被害を届けられる方や私のところに来る方たちは、今は警察のほうから被害者を支援するということが、大分、昔と違って充実してきましたので、その治療費であるとか検査の費用であるとかは非常に高額になります。そういうものも警察のほうで負担していただいて被害者には負担のない形で診察することができるんですけども。直接、私の医院に来る方の被害者、被害者といっていいかどうか難しいところなんですけれども、よくあるのは、例えばお友だち同士でカラオケに誘われて行った。最初のうちは同じ学校のお友だちであるとか、部活の先輩であるとか、そうした人たちと楽しくカラオケをしていた。途中から大人の人たちが来た。それを先輩だ、学校の先輩だから安心だよといって一緒にカラオケを楽しんだ。そうしたら、その人たちは大人なので、ここの費用は自分たちが払ってあげるよといって、楽しくカラオケをした。そしてまた同じように誘われた。この前、楽しかったなと思ったから行った。それを繰り返して安

心した。ああ、いい人なんだな、いい先輩なんだな、自分の悩みや困っていること、うちの事情なんかをいろいろお話して仲良くなったと思った。そういうときに性的なものを強いられた。

その子は性的なことまではその人としていたいという気持ちではなかったけれども、ずっとお世話になっている。カラオケの代金も今まで一円も出したことがない。だから、その求めに応じなければいけないというふうに思ってしまう。だけれども、そういう行為があった後、心配になる。赤ちゃんができるんじゃないかなとか、もしかして病気になったらどうしようと、そんな思いをして悩み悩んだあげく、性犯罪の被害に遭った方はすぐにいらっしゃる方は少ないんですね。もし、大きなけがをしたりすれば、それ治療が必要ですぐに受診されますけれども、そういう外的な被害がなければずっと悩んで、何か月も悩んで、でもやっぱり心配だ不安だといって、私のところを受診します。

もうそこから何日もたっていると、もう避妊するための、緊急避妊薬というものがこれが認められて使えるようになったんですけれども、それも普通にお代金をいただくと1万円以上、2万円前後の高額な費用で、中高生が普通に持っている金額ではないんですよね。そういうものも使っても支払うお金がなかったり、それは大体3日以内に使わなければあまり意味がないんですけれども、そんな早くには受診できないんですよね。もう1カ月たっていたりとか、でも不安になってくる。それで受診して、そういう治療もできなかつたり、では病気のことを調べようかといっても、それもお金がかかるんですよね。でも、そういうものは全て被害者が負担しなければいけないのが今の現状なんですよね。

特に13歳未満は、今もお話があったように法で守られている部分もありますけれども、それ以上から18歳までの中高生の子たちはそういうものに、今のところ、それ守られていませんので、もし、自分の意思でそういう方たちとおつき合いですということが始まった場合には、そこにおいて起きる妊娠であるとか、病気であるとか、けがであるとかということのいろいろなこと、それだけではなくて最も大きいのは精神的な負担ですよね。裏切られた、だまされたというものも、全てその子どもたちが責任を負わなければいけないというのが現状です。

そんな方たちとずっと診察をしてきたので、何とかならないかな、この子たちを助けるために何ができるかなということ、長年、思ってまいりましたので、今回、このような機会をいただいて、ふだん医院に来て、そういう子たちは誰にも相談できないんですよね。親御さんにやっと相談して親御さんといらっしゃる方もいれば、お友だちといらっしゃる方もいれば、一人で泣きながら来る子もいるんですよね。だから、そういう子たちは、声を大にしてその被害を誰にも言えない。そして言ったところで、それはあなたがいけないんじゃないの、あなたがついて行ったんでしょ、あなたの責任だよねと言われることがほとんどなんですよね。そしてまた責められて、みんな自分がいけないと思ってつらく思っているんですよね。

この性被害はいろいろな被害、児童虐待ということも、今、問題になっていますけれども、もちろん身体的な暴力やそういうことも子どもたちの心身の発育には大きな障害をもたらしますけれども、この性被害はそのいろいろな虐待の中においても最も悲惨でつらい経験で、この経験をした子どもたちはそれから一生、立ち直るのに長い時間を使います。そして本当の意味で立ち直るということはなかなか難しいんですよ。

そういう子たちはまれではありません。私、1週間外来をやっているだけで、10代の妊娠であるとか、性感染症であるとか、そういう形のご相談は必ず1件や2件はあります。10代で、長野県の中で妊娠をして、それを望まなかったので中絶をするという行為も何百件という形で、全体の人口が減ってきましたので総数は年々減っています。ですけれども、まだ三桁の数字の子どもたちが望まない妊娠をして、それを諦めているんですよ。

だからそういう、例えば10代で妊娠する方たちも同級生という、そういう事例もありますけれども、意外とやっぱり社会人とおつき合いで妊娠してくるという中学生や高校生も少なくありません。相手が大人であれば、例えば避妊であるとか、例えば妊娠した後の責任ということに関しては、妊娠する女性、中高生のほうは、きっと大人だから責任をとってくれるだろう、そういうふうにいるんですよ。でも結果はそうではありません。男性のほうはもう病院に顔を出すこともありません。親御さんと来て、泣きながら治療を希望されていくんですよ。

そういうことを見て、なぜ、この責任を負うのが未成年のこの子たちなんだろうということやずっと心に痛い思いを抱えてまいりました。ですから、ぜひ皆さんにこの後、このことをご理解いただいて、ご検討いただいて、いい形で長野県が子どもたちを守るということを実践していただくことを切に願っております。ありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

渡邊先生、ありがとうございました。

なかなか性被害を受けられた方のお話を伺うということはできません。私どもがお話を伺えるのは、渡邊先生のようにその相談に応じていらっしゃる方を通じてしかないわけです。

ただ、その一方で、現に深刻な性被害があるというところにどう向かい合っていくのかという深刻な、重要な問題を突きつけられているわけで、そういったところも踏まえまして、この後、意見交換に移ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それでは知事、中央のほうにお願いいたします。

それでは、意見交換のほうに移っていきたいと思います。この後は、今日できるだけ多くの方、もう多分、50名を超える方がいらしていると思いますけれども、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいというふうに思います。

あらかじめお願いしたいんですけれども、可能であれば、ご発言に先立ちまして所属されている団体をございましたら団体名、それからもう一つはお名前を先におっしゃっていただいてからご発言いただくと、大変ありがたいなというふうに思っておりますが、もちろん匿名でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

さて、これから意見交換に移ってまいりますけれども、これまでの3年間近くの議論の中で、やはり最も重要なポイントとして挙げられておりますのは、処罰規定を置くことこの是非に論点が集約をされております。今日もご説明をいたしました条例骨子案で申しますと、威圧等による性行為、わいせつな行為に対する罰則、それからもう一つは、深夜に子どもを連れ出すことなどに対する罰則を設けることこの是非でございます。

そこで、今日はまず最初に、この処罰規定に関してまとめてご意見をいただきまして、それに対して県側からお答えしながら議論を深めてまいりたいと思います。その後、処罰規定にかかわらず、条例の骨子案全般につきましてご意見をいただいてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず処罰規定についてでございます。どなたからでも結構でございます。ご意見おありになる方、挙手をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【参加者・男性A】

私は長野県青少年補導委員会に属しています。もう一つは、長野県子ども会育成連合会に所属しております。日常活動としましては、地元において育成委員ということで補導活動や環境チェック活動、また子ども会育成活動をしている、地方の青少年育成者ということでございます。

幾つかあるわけですが、では進行に沿って、初めに私は、では1点だけ話をさせていただきます。条例に対する基本的な考え方でございます。

私が所属している長野県青少年補導委員会連絡協議会では、活動実践の中から、性被害ばかりではなくて、有害環境やネット環境から青少年を守るという、いわゆる包括的な青少年保護育成条例の必要性を痛感しまして、平成20年でございます条例をつくることを提案をしましたが、そのときには期熟さず、県会の委員会審議において継続審査、これが結局廃案ということですが、となりました。今回は性被害に特化した条例となりましたが、まず一步前進と考えまして、賛同をしています。

したがって、今回の条例の制定であります、制定して終わりではなく、運用には、場合によっては監視委員会のようなものを設けて、十分注意して運用に当たり、もし問題が生じたような場合には改正できるようにして、まず制定することが子どもを守る県民の義務ではないかということを感じております。

質問でわかってくるかなと思いますけれども、最近、新聞を見ていきますと児童買春、あるいは児童福祉法違反というような事案が後を断っておりません。平成25・26年中に

おける17の事例が以前示されました。県内で現行法をくぐり抜けて性被害に遭ったというような子どもが、その後、発生しているのかどうか。これはちょっと今までの報道の関係では伺え知ることではできませんので、わかりましたらそれをちょっと答えていただきたいと思います。

もしあるようでしたら、被害者に私は大変不利益な行政になっているのではないかと。結論から言いますと、条例は早期に制定すべきであるということをお願いしたいと思います。まずこれだけでございますが。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございました。では、今、ご質問がございましたので、17事例以外に何か事例、発生している状況があるのかどうかというご質問がありましたけれども、わかりましたらちょっとご回答をお願いいたします。

【次世代サポート課長 青木隆】

県警のほうから条例のモデル検討会のほうにお示しいただいたのは、今、お話されましたように、平成25年、26年で県警に相談があったというものです。他県並みの淫行処罰条例があれば、検挙の可能性があったと思われるものが17事例あったということでございますけれども。

その後の状況というのは、あれですか、県警のほうから。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

では、今日は警察本部の少年課長さんもお見えになっておりますので、おわかりになりましたら、ご質問にお答えいただければと思います。

【警察本部 少年課長 宮林真昭】

警察本部の少年課の宮林です。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問なんですけれども、25・26年が17事例、27年が4事例であります。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

4事例ですね、はい、ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。加えまして、先ほど渡邊先生のお話にもありましたけれども、警察のほうで把握している事例以外にもたくさんあると思います。若干、先ほどの話の補足で、渡邊先生のほうからお願いしてもよろしいでしょうか。

【渡邊智子氏】

まさにそのとおりなんです。私も県の性犯罪被害者分科会というのに、もう10年以

上、出席させていただいて、毎年、県警のほうから、このような性犯罪が毎年ありましたという報告を見るんです。でも、それは氷山のほんの一角なんです。

例えば、さっきお話したように、私のところに来て、カラオケだと思って行ったらとか、例えば最初はお小遣いくれると言って行ったんだけど、そういう行為が終わって、いや、これでお金を払ったら僕もあなたも犯罪者になっちゃうからお金は払えないよと、だからもうこれで帰ろうとかという形になって病気だけもらってきたとか、本当にそういう方たちが来たときに、もう私はそういう方が来たら、そんなの許せないと思って、ではちょっと警察に、そんな人を野放しにしておけないと思って警察に電話するんですけれども。警察はやはりそれは犯罪と扱えない、自分の意思でそこは行って起きたことの責任はその子がとらなければいけないということで、それを犯罪としてカウントできないんですよ、警察は。

なので、警察が公表する、世間に公表されている犯罪というもの以外に、いかに多くの被害者がいるかということに思いをはせていただいて、ただもちろん、万が一この条例ができたとしても、それで全てを網羅できないとは思っています。でも、一つでも多くの対処法がなければいけないで、泣き寝入りしている被害者はとてもたくさんいるということだと思っています。ありがとうございます。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。発言された方、よろしいでしょうか。

ほかに、この処罰規定に関しまして、どうぞ。

【参加者・男性B】

少年愛護委員会、あるいは県では長野県補導委員会ということですが、あと民生児童委員ということで活動しています。大勢の方が出席していますので、本当に簡単にということ。

今も渡邊先生の話にもありましたけれども、今この時点でも、県内のどこかで子どもたちが、悪いことを企む大人たちから被害を受けているのが本当の実態ではないかなと思います。子どもたちを悪いことを企む大人たちから守るために、本当に1日でも早い条例の制定をお願いしたいと思います。

昨年の11月にもタウンミーティングがありました。それから県議会がどうのこうのという中で、もう既に4カ月、いろいろな意見が進まないような中で過ぎてしまっております。今回、出されたモデルをもとにさせていただきながら、条例の中にぜひネットの問題、あるいは有害環境排除というようなことも盛り込んでいただきながら、さらに県民運動の活性化ということで、青少年サポーター制度なんていうことが動き始めているようですが、市町村の行政を通じて保育園の保護者とか、あるいは学校のPTA、あるいは県民への積極的なPR活動をぜひ進めてほしいと思っております。

本当に、先ほどの渡邊先生の、相手のほうがどんな状況がわかりませんが、少女と遊ぶのは長野県と言われているような、ネットの中で言われているということですので、何らかの形での条例をまず制定していただきながら、条例を制定した後は、また毎年どんどん見直しをかけて、充実したものということでしていけばいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今、1日も早く条例をとひうお話がありましたけれども、同趣旨でも結構でございますし、いや違ひう考えだということでも結構でございますので、処罰規定に関しまして、どうぞ、そちらの男性の方。

【参加者・男性C】

今回の条例は私は賛成で、至急、つくってほしいと思ひているんですが。3年も知事、いろいろご苦勞されて、今日は確かこの伊那が最終のタウンミーティングだということ、本当に知事、お疲れさまです。それで、県民会議なんかの皆さんに対しても知事は配慮されているので非常に、3年間、聞いていると、あっち立てたり、こっちを立てたりして、知事、大変だったと、本当に私は思ひます。

A新聞社さんが、これはちょっと行き過ぎじゃないかと言われたことに対して、B新聞社さんのほうで、いや、そうじゃないんだと、そういう話も私は実は聞ひています。それはそれぞれの論説を述べられるのは結構であって、もし何かおかしいことを、行政とか司法で行き過ぎたことがあれば、きちんと報道機関が報道を厳しくチェック機関としてやればいひだけのことであって、私は知事のやろうとしていらっしやることに対しては非常に賛成で、大至急やってほしいと思ひております。

ただ、今回、この3年間の中で、私、いろいろ新聞なんか読んでいて問題になったのは、まず東御市の学校の先生が不祥事を起こしたということ。このことに対して、東御市はその当時きちんと条例があって、東御交番の警部がきちんと逮捕状を発行してこれは看過できないと、氷山の一角だけでも看過できないということでやったと思ひます。

その次に、私、一番驚いたのは、大町市の市立大町病院の薬剤部長が、インターネット上で京都府の女の子に素っ裸の写真を送って寄こせとひった事件がありました。そうしたら、その大町市の病院の薬剤部長、捕まったんですが、近所の人たちはそんなことするわけがないとひって署名活動をしようとしたんですよ。そのことがどうなったのか。

それと、今から2週間前なんですが、下伊那の高森町の小学校の用務員が下着泥棒しています。これはやはり子どもたちに責任を求めるとひうことではなくて、やはり先ほど渡邊先生も言われたように、大人の責任、大人に全て責任が私はあると思ひます。

ですから、大至急、司法や行政が行き過ぎたことがあったとしても、それはマスコミがきちんと報道するべきであって、条例は私はつくるべきだと思っております。以上です。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。議論を深めるために関連するご意見、あるいは反対のご意見も含めましてありましたら、まとめていただきまして、その後、また県の側からお答えしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【参加者・女性A】

女性の立場から、ちょっとこちらのほうで意見を述べさせていただきたいと考えております。

今まで、私、地域や学校で、本当に子どもたちやその保護者の方々と直接かかわってまいりました。長野県には有害な環境から子どもたちを守る条例がないために、ほかの県で設置されていた有害自動販売機が長野県内に移動しまして、平成18年に有害なビデオや大人のおもちゃを取り扱う有害自動販売機が設置されました。住民による撤去活動は条例がないために、思うように本当に進みませんでした。

そこで条例の必要性についてですが、児童の権利に関する条例、子どもの権利条約が国連で平成元年に採用され、日本では平成6年5月に公布されました。子どもの権利条約の4つの柱の中の1つの柱として守られる権利があり、また子どもたちがさまざまな被害に遭う可能性がある以上、悪いことを企む大人たちから守られる権利を得るためには、何らかの条約制定が必要と考えております。

皆様もご存知だと思いますけれども、2年前に起きました朝霞市の女子中学生の誘拐事件で見られるように、精神的に、また身体的にもまだ未発達な中学生、幼い子どもたちを困惑するような行為を見ますと、自分を守るための性教育の充実を図ることはもちろんのことですが、性教育だけでは子どもたちを守ることは不可能であります。何らかの条件による抑止力が必要と思います。冤罪を招く可能性が大きいとか、自由な恋愛を阻害するなど、条例制定に批判的な立場の方もおりますが、そもそも冤罪の可能性のあるような行為をするような者も、悪いことを企む大人たちもおります。条例には冤罪の可能性を含んだ行為を未然に食いとめるサイドブレーキ的な役割があります。

ワンストップ支援センター、青少年サポート制度など、子どもたちを育むための環境が徐々に整い始めております。しかしながら、我が国では子どもたちを性被害から守るべき子育ての親たちの関心が低く、今回の子どもたちを、性被害から守るための条例や条例のモデル等についての取組については全く知らないのが現状です。条例を制定する前に、条例制定の取組状況や条例制定が必要なわけ、具体的に現時点で条例の中に盛り込む内容の項目について、保育園や幼稚園の子どもたちが通う保護者やPTAの皆さん

への条例のPRを学校や行政を通じまして積極的に進めていただき、その上で子育ての親たちの意見も条例の内容に盛り込んでいただきたいと思います。

子育て中、真ただ中の皆さんに長野県の青少年の取組の理解が深まれば、行政からのお役目に青少年サポート制度で選ばれた人たちよりも効率的な、よく行政や県民が車の両輪となって、子どもたちの健全育成の活動が進んでいくと思います。

今回の条例のモデルをもとに早急に条例が制定されるように、前向きな議論と検討をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、どうぞそちらの男性の方。

【参加者・男性D】

私の専門は、実はまさに性的虐待の調査をしております。この性的虐待のこの条例をつくる際に、ずっと私、沈黙を守っていたんですけども、この全体を、性被害というものの、皆様方は全体を知っていらっしゃるのかどうかということなんです。

この性被害の加害者というのは、皆さんはどういう人たちだと思っていますか。これはまさに、実は海外でもそうですし、私はずっと実は東京でもですけども、いわゆるサバイバーと言われる人たちです。子どものころに性被害を受けた人たちが、大人になった人たちのサバイバーの人たちとか、それからビクティムズと言われる、もちろん子どもたちもサポートしてきました。

それからリサーチャーとしてもやってきたんです。その中で言えるのは、皆様方は加害者と、外から見知らぬ人がやっていると思います、思っていますよね。違うんですよ。実は身内なんですよ、だからこそ難しいんです。条例というのはとても難しいんですよ。条例で何かしようとするのはとても難しく、啓発がとっても重要なんです。というのは、家庭の中に加害者がいるんです。私はそれを内なる加害者と言っているんですよ。内なる加害者、あまり言いたくないんですけども、日本でもそうですし、海外でもそうです。ただ、ただ言えない人たち、声を挙げて言えない人たちがたくさんいるんです。そこをやっぱり見てほしいと、考えてほしいというふうに思っているんです。

皆様方はもう少し、もしかして私の知識不足かもしれないですけども、この条例をつくるに当たって、性被害というものを全体を俯瞰できる人間、専門家が本当にいたのかどうかということなんです。もう一度、考えてほしいんですよ。

加害者は、内なる加害者がたくさんいるということなんです。海外のデータを見ても、海外のデータを見てもですけども、実は、性被害の加害者の約20%近いのが家庭です。家庭です。さらに、いわゆる子どもの虐待でいう、現に看護する人ですか、例えば学校の先生ですよ。それから養護施設の職員とか、そういう人たちの、いわゆる顔

見知りの人たちを入れると、実は70%以上が実は顔見知りなんです。加害者というのは見知らぬ人ではないんですよ。

その辺のところを、もう一度きちんと理解しながら、この議論を進めていったほうがいいと思います。以上です。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。実態につきまして、研究者のお立場から大変、貴重なご意見、ありがとうございます。

【長野県知事 阿部守一】

すみません、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。特に子どもたちの支援を行っている皆様方からのご意見が多かったということで、皆さんの日ごろのお取組にも心から感謝と敬意を表したいと思います。

まず、早くやれということで、先ほども申し上げたように、これ検討を始めてから3年かけて、とはいえ、何というか、この条例のところは、今、まだこうやって検討させていただいていますけれども、啓発であったり、相談であったり、県民運動であったり、そうした部分はまだ既にいろいろなことを始めています。これは関係の皆様方が既にご承知いただいているかと思いますが。

例えば性被害の防止に向けた性の指導の問題も、子どもの性被害防止教育キャラバン隊というのをつくって、これ高校を回らせています。それから今年から、この議論を通じて教育学部の学生と話をしたときに、教員になろうという人たちが性教育のことをちゃんと理解していないということがわかりましたので、教育委員会に言って、先生に、教員になる人にもちゃんと性の問題を研修させろということで、今年から始めます。

またインターネットの関係も、この条例にもインターネット関連のことが書いてありますけれども、青少年インターネット適正利用推進協議会、これは事業者にも入ってもらって、一緒になってこのインターネットを通じた問題が減少するように取り組んでいこうということを行っています。

また性に関する相談体制の充実ということで、ひまわりっ子保健室の設置支援事業というものも始めていますし、また、県民運動の再活性化では青少年サポーターの設置、先ほども話が出ていましたけれども、そうしたことも始めています。

この罰則規定を設けた条例のところは、今、残っているという状況でありまして、これも私は、何というか、やはり人を罰するということは、やっぱりこれ公権力の行使のうちでも最も重要な、最も最たる公権力の行使でありますから、そこは慎重にということで、実際に子どもたちの支援を行い、そして子どもたちの被害を目の当たりにしている皆さんからすると、もどかしいという感じを私も受けとめています。ただ、私はやはり、これは子どもを性被害から守るための取組というのは、例えば条例ができて、それ

だけでいいという話でもないだろうというふうに思っています。

私の立場はやはり多くの県民の皆様方の思いや考えをできるだけ共有をして、統一して、そしてやっぱりみんなでこういうことをやっていこうということで取り組んでいくことが重要だということで、これまで取り組んできたわけであります。しかしながら、いつまでも結論を出さずにいるわけにはいかないということで、2月県議会の前に、これは県として条例制定は必要だという方向性をお示ししたわけであります。それをもとに、今、県民の皆様方から意見を聞いているという状況でありますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

それから、取組状況とか必要な理由をもっと知らしめろということで、ちょっとこれ県民の皆さんにあまねく伝えるのは、我々もできるだけそうしていこうと思っているんですが、なかなか結構、難しいところがあります。ただ、今回のパブリックコメントはそうした、今日、皆さんにお配りした資料も、今まで県の条例のパブリックコメントというのは、条例骨子であるとか条例案だけお示しして、これについてどうですかということをやっていました。ただ、この問題は本当に長い間の積み重ねがありますので、これまでの長野県の、私が知事になる前の考え方、田中知事も村井知事も条例は必要ないという判断をされてきたわけでありますので、そうしたことも含めてこれまでの経過をお知らせをして、なおかつ、先ほどお示したように、罰則規定のところについてはQ & Aを示して、これまで以上に丁寧にこれまでの取組状況とか、あるいは今回、条例が必要と判断するに至った考え方、お示しをさせていただいているところであります。

ぜひこれは我々も努力をしていきますが、ぜひ皆さんからも、これ今日お配りした資料の中でかなり丁寧にそこら辺、書かせていただいていますので、関係する皆さん、関心のある皆さんにはお伝えいただければありがたいなと思います。

それから、内なる加害者がたくさんいるんだということは、我々も当然、認識した上で対応させてきていただいています。先ほど私の例がインターネットで知らない人とながかりやすくなったということだけ申し上げたので、ちょっと誤解を生じたかもしれませんけれども。

私どもが設置した子ども支援センターに来ている相談等でも、あまりプライバシーに触れることを言い過ぎてはいけないわけですけれども、やはり家庭内の問題というのもあるということは、我々十分、承知をしています。

全く知らない他人の人との問題だけではないので、非常に難しい問題だというふうに思っていますけれども、そうしたことも含めて対応していかなければいけないと思っています。

ちなみに、今、実は法制審議会、国のレベルで刑法改正の議論がされています。その中では強姦罪の法定刑の見直し、要は女性の人格権に対するきわめて重要な侵害であるにもかかわらず、今の法定刑でいいのかというような議論とあわせて、今、お話があった看護者、要するに子どもを守るべき立場、看護者であることによる影響力を利用した

性交、性行為に対する罪の新設等も議論されているところでありますので、ここは国の法律と我々の条例と連携させていかなければいけないと思いますけれども、今、その点は特に国レベルで議論されています。我々ももちろんそうした実態は念頭に置いた上で対応していかなければいけないというふうに考えています。

今、いただいたところまでの意見について、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。これまでのところ、ここまでは処罰規定に関するご意見ということで投げかけて、ご意見いただいているわけですがけれども。ほかに処罰規定に関するご意見ございますか、なければ条例全体について議論を広げたいと思いますが、よろしいですか。

ぜひご遠慮なく慎重なご意見の方の意見もお聞きしたいので、すみません、挙手をしていたらと思えますけれどもいかがでしょうか。どうぞ、では補足でもう一回。

【参加者・男性C】

すみません、ちょっと先ほど興奮したので、ちょっと言い足りなかったところがあるんですが。

先ほど私が数例、事例を挙げたんですが、全て、今、先生が言われたように、公務員の方なんです。教育関係者の方なんです。やはり職務倫理観が公務員の中で非常に今、低下していると私は思います。学校の先生だというと、私も小さいころは先生の言うことはもう絶対正しいと思ってついていきました。あと医療関係者の方の言うことは絶対正しいと思ってついていきました。そういう、ちょっと耳の痛い話を皆さんにしますが、公務員の方、皆さんいっぱいいらっしゃるんで、ちょっと耳が痛いかも知れないんですが、特に公務員の方は社会で信用されている方なので、やはり分限処分というか、その処罰規定は少し重めにさせていただいたほうが私はいいと思います。

それともう1点なんですが、インターネット上で、例えば県民会議なんかでもいろいろ有名な方が、いろいろ役職のついている方がいっぱいいらっしゃいます。しかし、ネット上ではそんな役職は一切関係ないんですよ。例えばウィキリークスだとかリベンジポルノだとか、そういう言葉を言ったときに、ここにいらっしゃる役職のある高齢の社会的な名士の方が、どれだけきちんと説明が子どもたちにできるかということをしたときに、私はできないと思うんですよ。やはり子どもたちは子どもたちの世界で生きているので、非常に大人の言うことをなかなか聞きづらいというか、理解できない社会にいると思います。

私は今日、ここに来るに当たって、正直に言って悩みながら来ました。というのは、私、10年前にアルコール依存で病院に3カ月ほど入院しました。そのことは県の精神保

健福祉センターの小泉所長が、私が何でそうなってしまったかということも知っているんですが、そのとき、朝の4時ぐらいに車が病院の前にとまって、ガサッと音がしたんですよ。私の病室はすぐそばだったので見たんです。そうしたら、女の人が車から放り出されて捨てられていたんです。で、多分、渡邊先生が言われているようなそういう経験の、私はたった1回の経験だったんですけれども、私、本当にショックだったんですよ。自分の病気もショックだったんですけれども、女の人がこう捨てられていくという、その姿を見たときに本当にショックで、しかも、そこを看護師の人たちが、もういつもの光景のように毛布でくるんで、人の見えないところへ連れて行って、あとどういふふうにされたかわからないんですけれども、やはり男性であっても女性であっても、これから男女共同参画ということも言われているので、やはり人権を尊重するという姿勢も盛り込んでいただきたいということがあります。

なおかつ、この性条例の先には児童虐待ということも言われているので、知事におかれてはますます次の政策に向かって仕事をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

【長野県知事 阿部守一】

どうもありがとうございます。ちょっと今、公務員についての話もありましたので、我々特に公務員による犯罪行為であったり、あるいはわいせつ行為であったり、そうしたものについてはもちろん厳しく対応しなければいけないと同時に、そうしたことが起こらないようにしなければいけないと思っています。

実はこの問題を始めるころ、教員の不祥事が相次いでいました。もちろんわいせつなことも含めて教員がかかわる事例が多発していたということで、教員のあり方をただしでいこうということで、これ教育委員会を中心にいろいろな検討をしました。今かなり、ちょっとまた今、手もとに数字がないんですが、教員の不祥事の懲戒件数というのはかなりここ数年減ってきています。ただ、いまだにまだあるということも事実でありますから、そこは我々しっかり重く受けとめていきたいと思ひますし、また、これは教員だけでなく公務員全体、今、私は長野県、今年をコンプライアンス元年にしよう。やはり法令順守はもちろんですけれども、県民の皆さんの期待に応えられる県政にしていこうというふうに、これは大北森林組合の事件を受けて、そうした方針を出しています。

これは息の長い取り組みをしっかりとしなければいけないと思っていますけれども、やはりまずは公務員としてあるまじき行為が起きないように、やっぱり一人一人の県職員が自覚を持つような取り組みをぜひ進めていきたいと思っています。

今、これは上意下達みたい、これはしてはいけない、あれはしてはいけないというやり方ではなくて、むしろ現場の職員が対話をして、本当に我々何をしなければいけないのか、今の仕事の仕方、本当にいいのかと、そういうところからしっかりと変えていこ

うというふうに思っていますので、またそうした部分も、これ県民の皆様方からまたごらんいただいて、もっとこうしろとか、これは生ぬるいとか、いろいろご意見とかご批判を別途いただきたいと思っています。

それからもう1点、いわゆる役職者の人たちだけの問題ではなくてというお話があって、私も実は今回、県民運動を進めていく上で、県民運動、これまでも大勢の皆さんに協力してもらって進めてきています。そのこと自体は大変ありがたいことだと思いますけれども、できれば、これから若い世代の人たちも、やっぱり子どもの感覚に近い、あるいは、先ほど言ったように、急速にインターネットの環境等、変わってきている中で、正直言って、多分、私よりも高校生、中学生のほうがネットに詳しい。一体、そこでどんなことが行われて、どんな情報が流れて、今、どんなものを利用しているのかというのは、なかなか我々リアルにわかっていないところがあります。そういう意味では、若い世代の皆さんもこれから県民運動に参加をしてもらいたいなというふうに思っています。

大変、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。ぜひ今日も若い人たちがいるので、もう少しそういう人からも意見が出たほうがいいかなとも思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。そうですね、若い方もいらっしゃいますので、本当に遠慮なく、この場は遠慮なく手を挙げていただきたいと思います。いかがですか、どうぞ。

【参加者・男性D】

1点だけなんですけれども。今回のこの条例というのは、実効性はあると思います。ただ、きわめて限定的だろうというふうに思います。というのは、先ほど私が申し上げたとおりです。全体から俯瞰したらごく一部に実効力があると思います。ただ、そういうことを考えてですけれども、ぜひ知事をお願いしたいのは、この条例を實際した、制定したとしても、例えば5年後の見直しとか、廃止を含めた5年後の見直しのようなものをこの附帯事項の中に入れておいていただければ、またいろいろ5年後に検討できるかなというふうに思っておりますけれども、ぜひお願いいたします。以上でございます。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

いかがでしょうか、ここまで罰則、処罰規定の関係について中心にご意見いただくということでご発言いただいておりますけれども、ほかに遠慮なくどうぞ、手を挙げていただきたいと思いますが、よろしいですか。

そうしましたら、より視点を広げたほうが意見が出やすいということもございますの

で、処罰規定にかかわらず、条例全般、あるいは子どもを性被害から守るための取組全般についてご意見がございましたらいただきたいと思いますが、どうぞ。

【参加者・男性E】

先ほどの知事さんのお話にもありましたが、もう既に具体的な施策というものは始まっているということで、幾つか例を挙げていただきました。

私の住んでいる地域におきましても、もう既に条例制定の運用に話題が移っております。条例を生かすも殺すも、私は県の指導もあると思いますけれども、地域の現場における運用次第にかかっているということを思っております。抑止効果が期待できる条例、それから自尊心や自己決定力の育成、人権尊重が期待できる性教育、それから県民みんなで共通ルールのもと、青少年を守り育む県民運動、この3者が三位一体となって初めて効果を発揮すると思っております。

条例についても、地域住民に周知を図らなければなりません。これだけ県のほうで一生懸命になっていても、まだまだ浸透したとは言えないようなところも見られます。これは制定した後でも、やはり地域住民に周知を図っていく必要があろうかと思えます。また、性教育も子どもだけではなく地域の大人が、子ども正式に受けていませんので、高齢者もやっぱり子どもと同じように学んでいかなければならないと思っております。また、県民は何をすべきか、当事者意識を持って主体的、自主的に取り組んでいかなければならない。この条例、性教育、県民運動というのは、車の両輪なんていうのではなくて、3つ、最低3つですか、3つはみんな子どもと直結しますので、直接向かい合っている地方の私どもが真剣になって取り組んでいかなければならない課題だというふうに思っております。

そこで、これを一体化するのに必要なその人材といえますか、地域でリードしていく人材についての考え、県はどのように考えているか。県知事さんはできるだけ若い方々に参加していただきたいと、私もそう思っています。実際に青少年を持って育てている保護者の方が一番真剣になって考えてもらわなければいけないんじゃないか、参加してもらわなければいけないというふうに考えております。

また、人ばかりでなくて組織、今は各市町村に20を超す青少年育成の団体がございます。みんなセパレートコースで自分勝手にこれやっているんです。横のつながりは、その連絡協議会なんていうのはあまりないんです。もちろんあるところもありますけれども。

で、去年の8月ですか、次世代サポート課から通知があって、長野県サポーター制度ですか、それを始めると。どういうことをやるのかというところに、各市町村に、その横のつながりのあるサポーター連絡協議会のようなものをつくって、そして一体的に活動を進めていくということもありましたので、まず地域におけるこの新しい施策ですか、これをリードしていく人づくり、あるいは人を決める、それからこの組織というものに

ついて、今のところどのように考えているのかということをお聞きしたいと思っております。

何しろ、毎日、子どもを目の前で接している地域の人がやる気になるような、これが県民運動だと思うんですよ。今までの県民運動、じいちゃん、ばあちゃんも、言葉は知っているけれども、わしは一体、何をすることが県民運動なのかということがわかりませんでした。今はあいさつ運動というのがありまして、入学式のようなときにも学校であいさつ運動、それからアルクマですかね。絵のついているのを掲げて、PRばかりでなくて、実際に交通整理も兼ねてもう始めているわけですが。あいさつ運動のように、県民みんなが共通理解できるような県民運動というものを新しく、これもつくっていかねば、この条例を制定しただけではだめではないかなということをおもっております。人づくり、組織づくりについてのお考え、ちょっとお聞きしたい、教えてください。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今、人づくり、組織づくりというご指摘ございましたけれども、関連いたしまして、運用の部分で充実していかねばいけない部分ですね。関連するご意見がありましたらいただきました後、まとめて知事や担当のほうからお答えしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

よろしければ、まずは今の人づくり、あるいは組織づくりの部分で、まず青木課長のほうからお願いします。

【次世代サポート課長 青木隆】

ご質問をいただきましてありがとうございます。人づくり、それから組織づくりということでございます。

組織の関係でも、以前は青少年健全育成を支えていただいた方、県から青少年育成推進員ということで、以前は2,600名以上の方にご委嘱をしていたところがございますけれども、それから、県の行政嘱託員として青少年指導員というのが各地方事務所に配置されていたところがございます。これは財政状況等もありまして、順次、こういう制度が廃止されてしまったわけがございますけれども。

先ほどお話がありましたように、昨年度から青少年育成県民会議が中心になりまして、ボランティアということで、青少年サポーターというものを市町村を通じて募集をしたところがございます。そういったものを、計画では昨年度から今年度、来年度、3年間かけまして2,000名の方にぜひ参画していただきたいということをお願いしてきたわけがございますけれども、初年度はなかなか集まらなかったわけがございますけれども。ぜひ今年度、来年度かけて多くの方、それは今後、大学等にもお声がけをして、大学生と若い方にもご参画いただきたいと思っております。

また人材育成づくりということでは、今日はたまたま青少年育成県民会議の降幡常任理事もご参加いただいておりますけれども、ネクストリーダー養成塾というようなこの取り組みも、今、考えているところでございます。こういった組織づくり、人づくりもやっていかなければならない、特に市町村を巻き込んだ青少年健全育成という形では、やっぱりもう少し組織の面でもしっかりした人的配置も必要になってくるかと思えます。

来年度、県のほうでも現地機関の機構改革等も予定しておりますので、そういった中で、どの程度そういった組織づくりが充実できるかということも、今日、知事も参加しておりますので、知事にもお願いしていかなければいけないところがございますけれども、ぜひ皆さんのほうからもぜひご要望をいただければと思います。よろしくお願ひします。

【長野県知事 阿部守一】

お話いただいた点、まずは、これ教育であったり、県民運動であったり、条例であったり、その辺をしっかりそれぞれ連携させてということは、私もそこは一番重要だというふうに思っています。教育だけ、あるいは県民運動だけ、あるいは条例による規制だけ、そういうことでなくて、やっぱり全体として充実をしていくということが大事だと思っています。

今、人材の話は青木から申し上げたとおりですけれども、実はこの間、県としての予算をやや削ってきた経過があって、この議論が出る中で、やはり県民運動をもう一回、再活性化しようということで、県民運動に関連する予算は増やさせていただいています。ただ、まだ実際に現場でいろいろな取り組みをされている皆さんからすると、いや、まだまだこんなもんじゃないだろうと。予算だけの問題ではないですけれども、県のスタンスとか姿勢とか、まだまだ十分ではないのではないかというふうな思いの方々も多いのではないかと思いますので、これから県民の皆さんをしっかり巻き込んでというか、県民の皆さんと一緒に、この県民運動、活性化するように取り組んでいきたいと思えますので、ぜひご協力いただければと思います。

それから周知の話があって、これは、これ条例として制定すればもちろんしっかり周知します。何というか、これ役所ですから、まだ決まってもいないものをあたかもこうしますとか、こうなっていますというふうに周知はできないので、そういう意味で、子ども支援をされている方からすると、何かもどかしいなという感じはあるのかもしれませんが、もちろん正式な形で条例化ができることになって制定できれば、それはしっかり周知をして、条例に基づいた取り組みをみんなでやっていきたいと思いますということは行っていきたいと思えます。

それから大人の性教育の話がありましたが、これは私も、私も含めてそうなんだと思えますけれども、非常に重要だというふうに思っています。県としてもこれまでも今年

の1月ですか、大人の性教育の取り組みをさせていただいています。子どもを性被害から守る地域研修会というのを県内4会場で今年の1月に開催をさせていただいて、大人が学ぶ性教育ということで、産婦人科の先生であるとか助産師の皆さんから、大人向けの性教育のお話をさせていただいたりしています。こうした取り組みはこれからも必要になってきているし、継続しなければいけないと思っていますので、ぜひまたそういう取組にも大勢の皆さんにご参画いただいたり、ご協力いただければありがたいというふうに思っています。

それから、先ほどおっしゃっていただいた見直しの話、これ条例ですから基本的につくったらそれっきりということではなくて、社会の状況に応じて必要な修正は行うということは基本的に大前提だと思いますけれども、今、いただいたご意見については受けとめさせていただいて、どう対応するかは検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今、人材育成というお話もいただいたわけでありましてけれども、これから担い手になっていく若い人たちのご意見も、今日、ぜひいただければなと思うんですが、いかがでしょうか。ちょっと大勢の中で気後れすることはあるかもしれませんが、遠慮なく、どうぞそちらの女性の方。

【参加者・女性B】

私は子どもサポートセンターのスタッフをやっていて、不定期でちょこちょこ、お母さんが主にやっているの、それをちょっとお手伝いしたりしています。

ちょっと話が、何かちゃんと流れに沿っているかどうかわからないんですけども、私は今26歳で、性教育とかは結構、小学校とか中学校で受けてきたんですけども、何となく話が、何というんですか、体の仕組みとかそういう話ばかりで、その何というんですか、命の大切さとか、そういうことは言葉で教えてもらえるんですけども、何となく、だからどうしたらいいだろうというのが、いまいよいよわからなかったなというのがすごく、いつも性教育とか受けていて感じていたことで。

あと、そうですね。最近になって、みんな結婚したりとか出産したりとか、友だちが結構そういう時期なんですけれども、何かやっぱり子どもができたから結婚するという、できちゃった婚がすごく多くて、何というんですか、子どもが理由になって結婚しているという人がすごく多いのが、私としてはこれちょっと何か納得いかないなというところがあったりとか、やっぱりそれで、結局、最終的に夫婦仲がうまくいなくて離婚してしまって片親になってとか、そういうふうになると、やっぱり子どもが家庭で育っていくときに、やっぱり何となく自分は大切に思われているのだろうかという、やっぱりちょっとそういう心が生まれるのではないのかなとか、やっぱりそういう何とい

うんですか、実感、やっぱり性教育というのも何となく、自分はずごく大切な存在なんだというのがやっぱり自分の育っていく過程で感じられるような、そういうものが何かもうちょっとあったらいいのになというの、本当に漠然とした思いなんですけれども、とても感じます。

なので、性教育というのはすごい難しいなと思うんですけれども、何かどうしたらいいとかそういう具体的なアイデアも特にないんですけれども、何かもうちょっと、何かどうにかできないのかなというのがすごく感じているところです。ありがとうございます。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。どうぞ、そちらの女性の方も。

【参加者・女性C】

今の方とちょっと関連するんですけれども、よろしく申し上げます。議員としては1年目なんですけれども、男女共同参画の社会を推進していく取り組みはもう15年以上、ずっとやってきましたので、どちらかという、その立場のほうからご意見を言わせていただきます。

今の方のおっしゃった性教育、とても大事だと思っています。そして先ほどの説明の中でも、皆さんのこういう県民のご意見の中でとてもそのことが多かったの、条例の中に盛り込むというのがあったので、私はとてもいいことだというふうに思いながら聞いていました。

私は男女共同参画センターで勤務してまいりました。こちらにまた住むようになりましたので、長野県の男女共同参画センターにも講師とか相談とかでかかわってきました。その中で感じているのが性教育です。そして今の方のお答えには全然ならないとは思いますが、やはり女性の方、今、おっしゃったみたいに、できちゃった婚で結婚されて、うまくいなくて相談に見える方というのはやはりあります。そういう方が多いので、私たちもやはりグループをつくりまして、若い人たち、特に高校生、大学生にデートDVの防止教育というのを進めてきました。

それは、人権教育の立場から性教育、それから人と人とのつながり、特に夫婦であったり男女で、最近では男女にこだわらないでくださいと言われる学校もあるんですけれども、人と人とのつながり方というのはどういうものが大事なんだという人権教育の立場からデートDV防止の取り組みをしてきました。

特にそのデートDVの防止教育の中では、学校、特に高校の養護の先生がとても子どもさんたちのそういう悩みを聞いているので、その先生方と一緒に私たち県の男女共同参画センターの職員さんも混じって、どういうところが問題なのか、学校で何ができるのかというような取り組みを少しずつ始めています。

そして、やはり例えば年に1回、高校にデートDV防止教育に行ったとしても、そこは1回なので、実はその後、先生方がどういうふうにして子どもたちと一緒に生活をしていくか、どういう教育をしていくかというのがとても大事になってくると思いますので、やはり学校の先生方と一緒に考えていく。先ほど先生方を、変な先生ももちろんいます。でも、一生懸命の先生もいらっしゃるので、そういう先生方が子どもたちに接している先生方と一緒にやっていく学校との協働というのがとても大事なのではないかと思っています。

こういう取り組みが実は県の中でとても少しずつ芽生えているというのをぜひ阿部知事にもご理解いただき、長野県の中でそういうところも蓄積があるということなんです。特に男女共同参画の担当の中で女性相談というのを置いている市町村があり、そういう人たちは、ちょっと非常勤なので任期もちょっと短かったりしますが、研修を積んできてとても理解があると思います。

先ほどのお話も、もう本当に、私も全国いろいろな研修とかに行くんですけども、そういうお話もいっぱい聞いてまいりました。なので、先生のように俯瞰するということとはできないんですけども、草の根的に本当にそういう方たちの話を聞いてまいりました。実際の被害を受けた若い人は来ないんですけども、保護者の方の話をたくさん聞いてきました。

それからもう一つ、そういう実際に身内の中で被害を受けた方が、自分が家庭を持ってまだ癒えない気持ちを、女性のそのカウンセリングという中で聞いてもらいたいということでお話を伺ったこともあります。ですので、そういう両方の立場の運動とか取り組みが大事なのではないかと思っています。

それから、先ほど渡邊先生の長年の取り組みには本当に敬意を表し、ここの運動の中に私たちの団体も入っていないんですけども、やはりこれからも若い人がどんどん出てくると思うので、そういうのを長野県のそれは財産であるとして拾いながら皆さんと一緒にやっていける、そういうものができるといいんじゃないかなというふうに思いました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今、性教育に関連してお二方からご発言いただきましたけれども、関連で何かございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、どうぞ渡邊先生、お願いいたします。

【渡邊智子氏】

皆様のご意見、ありがとうございます。私も15年間、性教育をやっていると先ほどお話ししましたし、父から引き継いだ長野県性教育研究会というものを会長して活動しているというお話をしましたがけれども、やっぱり何年やっても、私は自分のやっている性

教育が子どもたちの何に届いて、何が足りないのかということをも自分の中に問いながら、また、だから反省したり変えたりしながら、日々研鑽だと思ってやってまいっております。

特に本当に、学校の養護の先生たちや地域の保健師さんたちですね。長野県も、その若い世代を、次世代を育てるといような活動もしていきまして、大学生を集めて性の問題であるとか、人間関係の問題であるとか、そういうものを学んで、そしてリーダーシップになるように育てる授業ももう12年以上やってくださっています。そこを卒業した若い人たちが教員になったり、保健師になったり、いろいろな職種になって、長野県に散らばって若い人たちのさらなる育成のために尽力していて、そのような地道な活動であるとか、あと資料2にあるようなイメージ図ですけれども、条例を持っている県は長野県以外、46都道府県全て持っていますから、条例を持っていないのは長野県だけですけれども、最後の条例制定がされるかされないかで全国が注目されていますけれども、長野県においては、この予防であるとか性教育ということをも主にうたって、新しい条例の制定を目指しているんです。そのようなことをしている県はただの一つもないんです。知事が性教育に関して言及するというような県は、長野県以外には私は知らないんですよ。

私、産婦人科医と性教育をやっていますけれども、産婦人科医の世界で性教育をやっているのは変わり者ですよ。本当に全国の性教育をやっている医者が集まって初めて、ああ私にも仲間がいるんだなと思えるんですけれども、この長野県の中で同じ職種で性教育と一緒にやってくださいと叫んでも、まあ、そうですね、10人集まったら、もう私、本当に万歳しますね。多分、数人だと思うんです。

なので、一生懸命やらなければいけない、私たち産婦人科医が、渡邊先生もの好きだねとか、そんな時間をかけてお金にならない、そういうことをよくやるねとかと言われてたんですけれども。そうやってずっと長年来ましたけれども、初めてここで性教育は、子どもたちにとってとても大事なことだということをも県がそう言うてくれて、私は本当に、今までやってきたことが大事だということをも言うてくださって、うれしいなというふうに思ったんですよ。

だからこそ、この先、それをどうしていくかということとはとても大事なことで、その辺はまた皆さんにお手伝いしていただいて、一人で一生懸命やっても全部の学校を回ることもできませんし、子どもたちの育成や大人も含めた性教育を全部担うことはできないので、皆さんの協力が本当に大切で、それぞれ長野県も広いですから、それぞれの地域でそういう芽が育っていくことはとても大事なことで、本当に今日はここに、子どもから今日は花見に行く約束がと言われてたんですけれども、いや花見より大事なことがあると言ってここに伺いましたけれども、皆さんのそういう励ましのお声をいただいたと思つて、本当にうれしく思っています。

私も微力ながらこれからも尽力してまいりたいと思いますので、皆様のご支援をい

ただきたいと思います。ありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今、性教育に関して渡邊先生を含めまして、お三方からご発言いただきました。県では性教育の所管している教育委員会、今日、保健厚生課長もまいておられますので、まず保健厚生課長のほうから県の現状、あるいは今後の拡充の考え方、若干、ご返答をお願いしたいと思います。

【保健厚生課長 林信一】

教育委員会の保健厚生課長をしております林と申します。性教育に関して、お三方から貴重なご意見をちょうだいしております。学校現場では、その発達段階に応じて、いわゆる自己の決定ですとか、他者の尊重ですとか、適切な行動がとれるような力を養うということで、各年齢に応じて教育を進めているところでございます。

そういったことでやっておる教師の側が、やっぱり効果的にその授業を進められるようにということで、教育委員会のほうではいろいろな手引きとか、教師だけでできないことであれば、外部の方を活用しながら授業を進めるというようなことの手引書などもつくりまして、学校現場に配布して活用してもらっているところでございます。

それだけで当然、済むわけではございませんので、それをいかに活用していくかということのやり方について研修会を開いたりしてきておるところでございます。

貴重なご意見もいただいておりますので、これからそういった人権教育にも配慮をしながら性教育を進めていく方策につきましては、教育委員会を挙げて検討を進めなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。ちょうどチャイムが鳴りましたが、知事のほうからどうぞ。

【長野県知事 阿部守一】

ご発言いただいた皆さんのご意見、いずれも重要なお話だと思います。

おっしゃっていた男女共同参画でいろいろ取り組みいただいて、そういう取り組みをもっと知事もちゃんと知っておくというご指摘で、全くそのとおりだと思います。

今回、県民運動を活性化するというときに、これは私の思いは、先ほどもいろいろな団体の皆さんからお話いただいています。先ほども何かそれぞれの団体は一生懸命やっているけれども、横の連絡がないというお話がありましたけれども、子どもたちを支えていく役割というのは本当にいろいろな人の協力が必要だと思っています。今、県民会議を中心にあいさつ運動をやっていますが、やっぱり日ごろからあいさつをするような取り組みをやってくれる方々、それから渡邊先生のようにやっぱり専門的な立場で子ど

もたちに、性被害を受けた子供たちにサポートしてもらおう方々、あるいはお話あったように学校の先生たち、本当にいろいろな人たちが一生懸命、努力をされている現状があると思っています。これが、私の感覚は今までなかなか連携がとれていなかった、あるいは、お互いに何をやっているのかよくわからない、まあそれぞれ一生懸命頑張っているという状況だったと思います。

私はこの子どもを性被害から守るための取り組みは、ほかの政策もそうなんですけれども、県だけでできる話では全くないと思っていますので、これからさらに広く県民の皆様方に呼びかけながら、既にいろいろな取り組みをされていらっしゃる皆さんの取り組みも我々も学ばせていただきながら一緒に取り組む、行政も県民の皆さんも、あるいは県民の皆さんのそれぞれの活動も一体となって取り組めるように、これからも対策を講じていきたいというふうに思っています。

それから、お話のあった性教育というと何となく体の仕組みの話ばかりだよねというのは、実は私はそこは重要な話だというふうに思っています。私はやっぱり、この性行為に対する個人の見方、価値観、さまざまいろいろあり得ると思いますけれども、やはり私は人と人がやはりお互いを尊重し合う中での行為でなければいけないというふうに思いますし、やはり、ちょっと言い方が適切ではないかもしれませんが、やはり一定の責任を伴う行為でもあるというふうに思っています。そういう中で、何というか、物理的とか生物学的な教育というのももちろん必要な部分があると思いますけれども、それと同時にやはり互いを尊重していきましょと、人間としてどういうことが大切なのかということも、一緒に考えていくような教育が私は必要だと思います。

今回の条例では、学校等における性教育と並べて人権教育ということも入れさせていただいていますので、そういうことも含めて取り組んでいかなければいけないと思いますし、また、実はこの長野県として、実は子どもに関しては、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例で、2年前、条例を制定して、これはいわゆる性被害とかに特化しないで、子どもを全般的に支えていこうという条例をつくっています。この前文に、子どもは社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在であるということを書かせていただいていると同時に、子どもたちに、やっぱり重層的に子どもたちを支えていきましょ、そして子どもにかかわる、子ども支援にかかわる全ての皆さんが連携協力して取り組んでいきましょということもうたわせていただいています。

特にこの条例を考えるときに我々が問題意識を強く持ったのは、最近、最近というか、日本の子どもを世界的な比較をすると、日本の子どもは自己肯定感が少ないと、自分に自身がない、自己肯定感がないと、そういうことが顕著にあらわれています。やっぱり、これやっぱり自分を大切にすると。自己肯定感が強いということは自分を大切にすることにもつながると思いますし、また自分を大切にすることは他者、相手のことも思いやり、大切にすることにもつながってくるというふうに思っています。

そういう意味で、子どもの性被害、非常に何というか、性行為を罰するか罰しないいかという何となく即物的なものにどうしても、例えば罰則規定のところがないと収れんしていかざるを得ないわけでありますけれども。しかしながら、今、お話出たような、もう少し子どもたちの教育、自己肯定感を高める、あるいは人を思いやる、相手を尊重する、そうしたことも含めて、しっかり考えていかなければいけない課題だというふうに思っています。

先ほどのご指摘も十分受けとめさせていただいて、今後対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。今日は12時を予定ということではありますけれども、せっかく大勢の皆様いらしていただいておりますので、まだご発言されていない方の中で挙手いただければと思いますが、いかがでございましょうか。後ろの女性の方。

【参加者・女性D】

開業助産師をしております。助産師会などでも知事さん等にお世話になっております。

今、ずっと話を聞いていて性教育の話等が出ていたんですけれども、今、私自身はやはり妊娠中のお母さんですとか、それからあと出産をした後のお母さんと赤ちゃんというあたりのところに一番、主にかかわっています。

今、性教育と言ったんですけれども、やはりまず親が、あなたを産まなければよかったとか、あなたは要らない子だったとかという、それを言わないことがまずは大人の性教育ではないかと思っています。

そんなところで、やはり、学校現場もそうなんですけれども、先ほどから出ていた若い世代とか、そして子育て支援にかかわるところともさらに深くかかわって、本当に今言った自己肯定感だとか自尊感情の肯定だとかというところは、生まれたそのときから始まると思っていますので、私自身もそこを心得てこれからも活動していきたいと思っております。以上です。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。それからもう一方、すみません。

【参加者・男性F】

私は今、お話に出ています青少年育成県民会議の常任理事をしております。

私、この条例の問題もさることなんですけれども、やはり子どもたちがどうやって幸せな人生というか、幸せな生き方をしていくかということが一番中心なんだろうと思っておりますね。

先ほどから話がありましたように、まず子どもは家庭というところで育っていくんだと思います。その家庭の中でどんな、性教育というよりは信頼関係、人間の信頼関係をどうやってつくっていくかという運動、私どもの中では家庭の日の運動ですとか、今のあいさつ運動ですとかをやっては来ておるわけでありますけれども、正直いって、その家庭の日の実効効果はそんなに上がっていません。これ長い間、話している話なんですけれども、なかなか上がらない。

そういう中で、家庭の中の信頼関係だとか、大人の信頼関係だとか、こういうものがあまりよくできていないんじゃないかなと思います。当然、今、この条例をつくる以上に県民運動が必要だという話がありますけれども、県民運動というのは何だろうかというところが重要だというふうに思うんですね。みんながこの、たまたま今サポート、サポーター制度ですとか、それからネクストリーダーですとかという形のを今、一生懸命考えて実行しているわけですが、こういった中で何を、当然、条例は必要だと私は思っています。必要だと思っっているのは、あらゆる面で結局、子どもが支援できるという方向が必要だというふうに思っているわけです。中でもさらに必要だと思っっているのがやっぱり県民運動、それから家庭の中の支援、それから教育はもちろんです。そういったところが総合的に支援をして県民運動なんだろうというふうに思うんです。

そういった意味では、私、3年ほどこうやって支援をやってきた関係がありまして、いまさら条例についてどうこうというよりは、ぜひ早い時期につくってほしいというだけの考え方ですけれども。ぜひ、県民運動をこれから盛り上げていったりすることのできる、前を見ますと「しあわせ信州」と書いてありますけれども、「しあわせ」というのはどうしてひらがなのかなと思っながら、本当に子どもたちでもわかる「しあわせ」というのを県民運動としてやっていければいいかなというふうに思っています。

ちょっと話は条例から外れているかもしれませんが、ぜひ、知事さんには県民運動のほうにお金も力も出していただきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか、どうぞ一番後ろの方。

【参加者・男性G】

私は、少年補導委員をやっている者です。4年前までは小学校の教師をやっておりました。

先ほどの女性の方の、学校の性教育というのが子どもの仕組みというようなことに片寄っているんじゃないかというような発言を聞きまして、感じるどころがあったものですから発言をさせていただきます。

私は、やっぱりこうした問題の一番根っこになるのは命の、何というんですか、大切

さというものを実感として持つということが一番根底になるのかなと思います。そうしたものがあって人を大切にしようとか、そんな性被害を与えようとかそういう気持ちにはならないだろうというふうに思います。

そうやって考えると、性教育、人権教育、本当に大切だと思います。それとともに、命を大切にすることということで、動物を育てるとか、植物を育てるとか、そういった体験を通して命の尊さを学ぶことも大事ではないかと思いましたが、ちょっと発言をさせていただきます。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。ほかにございますか、どうぞ。

【参加者・男性H】

私が知る範囲では、知事さんが子どもに関することでこの南信地方へお出かけくださったのは、実に150年ぶりじゃないかということを思っております。

では120年前に何があったかということですが、明治7年でした、時の筑摩、そのころは筑摩県とっていました。時の筑摩県の長官の永山盛輝という、今では知事さんに当たる方ですが、これが3月から3カ月かけて諏訪地方、伊那地方の両郡を巡回いたしました。目的は何かといいますと、学校をつくって師弟を教育しようという説諭、相談ではありません。説諭をして回りました。その結果、どうなったかという、私が住んでいる駒ヶ根の上穂地区というところに行って集会を開いて話をしたところが、あるおばあさんが感動しまして、息子に向かって、わしが死んでもこの金はお寺に御布施として上げてはならない、学校建築に使ってもらいたいということで寄附したんだそうです。その話が広まりまして続々と寄附金も集まりまして、当時ですので、住民による民間の学校が数年のうちに5つぐらい駒ヶ根市内にできましたということ思い出しまして、今日、知事さんにおいでいただきまして、この淫行処罰条例の制定に拍車がかかるとともに、また南信地方においても青少年健全育成上、よい効果が得られるのではないかなと。

私どもも、皆さん一人一人、うちへ帰って今日のようなことを周りの人に話題で話をして広めていくと、自分の周りから波紋のように広がっていくというような、活動というまで行きませんが、お茶飲み話でもいいですので、やっていただければいいんじゃないかなというようなことを今、思いました。知事さん、本当にありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

ありがとうございます。何か締めのご発言になってしまいましたけれども、遠慮なく、ほかにも何かございましたら、よろしいですか。

それでは時間もちょうど15分ほど経過いたしました。今、人間としての信頼関係だとか、子どもの幸せだとか、命の大切さとか、非常に重要な言葉もご発言いただきました。

全体を踏まえまして、知事のほうからごあいさつをお願いしたいと思います。

3 知事総括

【長野県知事 阿部守一】

知事が百何十年ぶりと、私も伊那小学校に来たりしてあいさつ運動とかをさせていただいていますけれども、ちょっと余談になってしまいますけれども。

南信という話が出ましたが、結構、南信の子どもたちのあいさつはすごくしっかりしているなというのを、ちょっとほかの地域の人たちに怒られてしまうかも知れませんけれども、実は感じています。車で来たときに、横断歩道の前で車がとまっても、ちゃんとおじぎをして渡っていく子どもたちがすごく多いなというふうに思っています、やっぱりそういうこと、ちょっと今日の性被害とは直接関係ないかもしれませんが、やっぱり非常に子どもたちの気持ちの中に地域の皆さんの思いが入って行って、そして信頼関係がつくられているのではないかなというふうに受けとめています。

いろいろお話いただいて、そうですね、普通の保護者の方は、子どもに対する愛情いっぱい、生まれてよかったというのが基本だと思っていますけれども、最近、やっぱり家庭の中とか親子関係もいろいろ複雑になってしまっているということも、先ほどお話あったとおりだというふうに思います。

何というか、親子関係、あるいは家庭内関係、さっきその法的には看護者関係みたいなところというのは、なかなかオープンになりにくい。そして行政としても非常に対応しづらいところでありまして、いわばこういうところも含めて、やっぱり県民の皆さんと一緒にやっていかなければいけない大きな理由の一つなんじゃないかなというふうに思っています。

今回の条例の中でも、保護者の責務、役割であったり、あるいは先ほど申し上げた未来を担う子どもの支援に関する条例の中でも、保護者の役割ということに記載をさせていただいていますが、この役割に記載しただけでは世の中は何も変わらない、条例をつくっただけでは世の中は変わらないので、やっぱりこの規定されていることをどう具現化していくかということは、ぜひ皆さんの力、協力いただきながらしっかり進めていきたいというふうに思います。

究極は、子どもたちがやっぱり、先ほどおっしゃったように幸せに育つ、幸せ、生まれてよかった、長野県で暮らしてよかったというふうに思ってもらえる子どもが、普通は思ってもらえていると思うんですけれども、中にはそうではない子どもたちがいるということ、やっぱり私たち一人一人がしっかり認識して、渡邊さんからも報告があり

ましたし、昨日も長野市でやったときも、野見山さんという方から具体的な事例の発表がありましたけれども。そういうふうに、なかなか今まで共有されていなかったことも、これからもっともっとプライバシーには配慮しながらも、多くの県民の皆さんと問題、課題を共有して進めていきたいというふうに思っています。

今日はちょっと時間をオーバーしてしまいましたけれども、皆様方から率直なご意見を聞かせていただきまして大変ありがとうございます。我々、これから取り組みを進めていく上で十分、参考にしていきたいと思えますし、また、私どもがこの条例に込めた思いというの、一定程度はご理解いただけましたでしょうか。

なかなか、何というか、今、インターネットでパブリックコメントをやっていますけれども、やっぱり私を初め県の職員が来て直接お話をしていくこと、あるいは、こういう取り組みを、今日も報道の皆さんがいらっしゃっていますけれども、報道していただくことがより県民の皆様方と一緒に、この問題に取り組むことにつながるというふうに考えて行わせていただきました。

大変、花見のいい時期に、長時間、割いていただきましたこと、改めて私からは感謝を申し上げ、そしてこの条例の問題については、まだ我々としては引き続きの課題という位置づけでありますけれども、今、いただいたご意見も踏まえながらしっかり進めさせていきたいというふうに思っています。

引き続き、皆様方にはいろいろな形でご協力、ご支援いただきますことを心からお願いをして、私からの結びのあいさつとしたいと思います。

本当にありがとうございました。

【こども・若者担当部長 轟寛逸】

本日は長時間にわたりまして、子どもを性被害から守るための取組に関する本質にかかわる大切なご意見をたくさん賜りまして、本当にありがとうございました。なお、条例骨子案につきましては、4月25日までパブリックコメントをお受けしております。本日いただいた意見も含め、それ以外も含めて、たくさんの県民の皆様方からご意見ちょうだいしたいと思っておりますので、引き続きお寄せいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

4 閉 会

【広報県民課長 藤森茂晴】

参加者の皆様、本当に長時間にわたり、ありがとうございました。それでは、事務局のほうから事務連絡を申し上げますので、お願いいたします。

限られた時間の中でしたので、発言していただけなかった方も大勢いらっしゃるかと思います。封筒の中にアンケート用紙を入れてございます。ご意見などを記入していた

だきまして、出口のところに回収ボックスがございますので、そちらのほうにご提出していただければと思います。

それでは、以上をもちまして県政タウンミーティングを終了させていただきます。長時間にわたりご協力いただきまして、本当にありがとうございました。気をつけてお帰りください。